

第1条(名称及び運営)

V・ファーレン長崎のVパス・ファンクラブ(以下「本会」といいます。)は、V・ファーレン長崎会員管理部門(以下「事務局」といいます。)がその運営を行います。

第2条(目的)

本会はV・ファーレン長崎を応援することを通じて、ファン、選手、クラブの親睦を深め、さらにサッカーを通じて長崎、そして全国に夢を届けることを目的とします。

第3条(会員)

本会は、V・ファーレン長崎会員規約(以下「本規約」といいます。)を承認し、事務局所定の入会手続き及び年会費の支払いを行い、事務局が入会を認めた方を会員とします。

第4条(会員の種別・会費)

本会には、以下の種類があります。

- ・レギュラー会員【年会費4,000円(税込)、18歳以上が対象】
- ・ジュニア会員

【年会費2,000円(税込)、小学生・中学生・高校生が対象。※当該年度4月1日時点で在籍している】

第5条(会員期間・年会費の決済)

会員期間は2月1日から翌年1月31日までの1年間とし、所定の年会費を所定の方法により年1回お支払い頂きます。

また会員は1年ごとに退会となり、会員期間ごとに都度入会手続きが必要となります。

また事務局は、理由の如何を問わず一旦お支払い頂いた年会費は返却致しません。

第6条(会員証の発行)

1. 発行

会員にはその種別に応じて、会員であることを証明する会員証を発行します。

2. 再発行

会員証の紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望する場合には、事務局が承認した場合に限り会員証を再発行します。この場合、会員は事務局所定の再発行手数料をお支払い頂く事とします。この再発行が完了するまでの間、会員特典の利用が出来ないことがあります。

第7条(保護者の義務)

満18歳未満の方が入会の申し込みをされる場合には、保護者の同意が必要です。満18歳未満の会員の保護者の方は、その会員に代わって本規約第5条、第6条に定める会費のお支払い及び会員証の管理を行って頂くものとします。

第8条(チケットに関する禁止事項)

1. 転売の禁止

(1) 正規購入・手続きにて発行されたチケットは、株式会社V・ファーレン長崎(以下「当クラブ」といいます)の許可を得ることなく、第三者に対し転売その他の方法で取得させる行為は禁止されています。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われなない場合については、この限りではありません。いわゆるダフ行為や各種メディアを用いて不特定多数に向けて転売行為を行った場合は、営利目的で行ったものと当クラブがみなすことにご同意いただき、本条違反に該当することをあらかじめご了承ください。

(2) 当該行為が判明した場合、当クラブの判断によりお申し込みを無効とさせていただき、会員資格を喪失させていただく場合がございます。

(3) 当該行為が判明した場合、当クラブは自らの判断で購入済みのチケットを無効とし、チケット代金の返金を認めず、入場を認めないことがあります。既に入場している場合には退場を命じられることもあります。

(4) 正規購入された以外の「掲示板・オークション」や「チケットショップ」「購入代行業者」「ダフ屋」等から購入したチケットのトラブルについては一切の責任を負いません。

2. チケットについての免責

(1) 正規購入購入・手続きにて発行された以外のチケットについては、当クラブはその販売責任を負うことはできません。

(2) 通信回線の混雑またはコンピューター・システム上の不慮の事故等により、チケット販売の成否の確定またはその通知が大幅に遅れ、または不可能となったとしても、当クラブはこれにより会員または第三者に生じた損害に対し一切責任を負いません。

3. ミス発券等の損害賠償

当クラブのチケットの発券上のミス等による損害賠償の限度額はチケットの券面金額とします。

4. チケットの紛失等・発券証明

チケットは金券扱いであるため、紛失などでチケットを所持せずに興行日当日に会場に来場されてもご入場をお断りいたします。チケットを第三者がお持ちの場合には、当該第三者の入場が優先されます。

第9条(その他の禁止事項)

会員は、本会及び本サービスに関し、以下の行為を行わないものとする。

1. 当クラブまたは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
3. 第三者になりすまして本会に入会する行為
4. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
5. 他の会員に自らの資格または資格によって受けられるサービスを利用させる行為
6. 特典、パスワード、入会記念品、招待券、当選はがき、入場券の当選予約番号、会報等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡・販売する行為
7. 当クラブあるいは第三者を誹謗中傷し、または当クラブあるいは第三者の名誉、信用を毀損する行為
8. 当クラブあるいは第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
9. 本会の運営を妨げるような行為
10. 試合運営を妨げる行為
 11. Jリーグおよびクラブが定める観戦規定、試合運営管理規定、ルールに反する行為
 12. 他者の観戦を妨げる行為、または著しく迷惑をかける行為
 13. 試合観戦時、差別発言を行う等、公序良俗に反する行為
 14. 前各号の他、本規約及び利用規約等、法令または公序良俗に違反する行為、またはそれらの恐れがある行為
 15. 前各号の行為を第三者に行わせる行為
 16. その他当クラブが不適切と判断する行為

第10条(反社会的勢力の排除)

本会は会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、本会は事前に通知することによりその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとする。その場合第6条の定めにより年会費は返却しない。

1. 暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年5月15日 法律第77号)第2条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」といいます)に所属する者(以下「暴力団員等」といいます)。
2. 暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者
3. 暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者。
4. 暴力団員等に対し、資金その他便宜を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有すると本会が認める場合。

第11条(届け出事項の変更)

会員は入会時に届け出た住所、氏名等などの事項に変更が生じた場合はすみやかにこれを事務局へ会員マイページを通じて通知しなければならない。変更通知がない場合、事務局からの発送物が到着しなかった等の事故について事務局は一切責任を負いません。

第 12 条(個人情報について)

会員の個人情報は、本会の情報及びイベント、チケット、グッズの案内等に使用します。

また、事務局は、本会に関する業務の一部を委託し、守秘義務を締結している協力会社、提携会社、及び業務委託先会社に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

第 13 条(紛争)

本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は当クラブに対しいかなる苦情の申し立ても行わないこととします。

第 14 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 15 条(管轄裁判所)

本契約に関して万一、会員と当クラブとの間で紛争が生じた場合、当クラブの本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 16 条(退会)

次の場合には、事務局は会員を本会から退会させることができるものとし、会員はすみやかに会員証を返還しなければなりません。

1. 会員より退会の申出があり、所定の手続きを事務局が受け付けた場合。
2. 会員が本規約に違反、もしくは本会の名誉を著しく傷付けた場合で、事務局が不相当と認めた場合。

第 17 条(規約の変更)

本規約に定めのない事項については、事務局において必要の都度定めるものとします。

第 18 条(その他)

会員は、本規約に定めのない事項について、別途当クラブの定めるところに従うものとします。